

公募要領

1. 事業名

「令和4年度日本書籍翻訳・普及事業の企画・運営」

2. 事業の趣旨

我が国で出版される多くの優れた書籍を海外の出版社から出版・流通させるための事業を企画・運営し、また翻訳家を発掘し育成することを目指し翻訳コンクールを企画・実施する。その他、上記2事業に関するシンポジウム等を企画・実施する。これらの事業を通じて、日本の書籍の翻訳家を支援すると共に、日本の書籍が数多く翻訳され、海外での普及が進むことが期待される。

3. 事業内容

- (1) 日本の書籍が広く翻訳・出版できるような仕組みの構築
- (2) 上記(1)の事業は一般社団法人日本書籍出版協会と連携する
- (3) 上記(1)の翻訳に当たっては過去の翻訳コンクール受賞者等も活用する
- (4) 過去の翻訳コンクール受賞者を加えた翻訳者リストの作成、公開
- (5) 第7回翻訳コンクールの実施
- (6) 第8回翻訳コンクールの企画
- (7) 上記(1)～(6)の事業に関連するシンポジウムの開催
- (8) 上記(1)～(7)を実施する事務局の設置
- (9) 上記(1)～(8)の事業の効果的な広報
- (10) その他、必要な事業の実施

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 公募対象

対象となる団体等は、海外の出版社や翻訳者と英語で問題なくやり取りができるスタッフを擁し、3.の事業内容を確実に実施できる我が国の法人格を有する団体とする。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日～令和5年3月31日

事業規模：70,000千円程度

採択数：1件（予定）採択件数は審査委員会が決定する。

7. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限等

(1) 提出場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化経済・国際課グローバル展開推進室

TEL：03-6734-2872

FAX：03-6734-4857

E-mail：bunka-global@mext.go.jp

(2) 提出方法

企画提案書は E-mail でデータを送信するか、郵送または持参により提出すること（印刷部数は10部）。

○E-mail

- ・ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
- ・ メール の 件名 及び 添付ファイル名 の 冒頭 には ともに 「(事業名) _ (法人名)」 を 入れる こと。
- ・ 添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる（当省が受信できるのは10MBまで）。
- ・ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
- ・ メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

○郵送

- ・ 簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ・ 募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

○持参

- ・ 受付時間：10時00分～17時00分（土日祝日を除く）
- ・ 募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

(3) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③ 誓約書
- ④ 本件に関する事務連絡先（様式は任意）

(4) 提出期限

令和4年4月20日（水）12時必着

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること

※ E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない

8. 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

9. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

10. スケジュール

(1) 審査：令和4年4月下旬頃

(2) 採択決定：令和4年5月上旬頃

(3) 契約締結：令和4年5月中旬頃

11. その他

(1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員

会が決定する。

(4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(5) 事業実施にあたっては、文化庁委託業務実施要領、契約書及び業務計画書等を遵守すること。

(文化庁委託業務実施要領 https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/93660501_01.pdf)

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

(6) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。文化庁ホームページより委託契約書例についても確認しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・ 業務計画書 (委託業務経費内訳を含む)
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託業務経費 (再委託に係るものを含む) の積算根拠資料 (謝金単価表, 旅費支給規定, 見積書など)
- ・ 別紙 (銀行口座情報)